管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 財務部行政経営課 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが１件あった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| 東京都 | 平成29年４月14日 | 29,240円 | 平成29年６月22日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 課内幹部会議において、監査結果の報告を行うとともに、所属職員に対して、今後、旅費の精算が遅延することのないよう、旅費制度の周知と注意喚起を行った。また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、精算漏れがないかを随時、確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年８月３日、事務局：平成30年６月13日から同年７月17日まで）